

平成24年度委員会答申における担当課との意見交換対象項目の選定について

第3回行政改革推進委員会で決定しました委員会答申における担当課との意見交換について、意見交換の対象項目を選定することとし、その項目選定及び意見交換方法については下記のとおりといたします。

<意見交換項目選定案>

前回委員会までに配布しました答申で使用した資料にて選定していただきます。

○ 取組内容項目の一部を選定し、担当課との意見交換をする。

(案1) 内部評価で選定する。(例：C・D評価が付いているもの) …C評価 27項目(10課)

D評価 19項目(5課)

(案2) 個別意見の多い取組内容項目を選定する。

(案3) 大項目で選定し、そのすべての取組内容項目について意見交換する。

(例：財政改革について…47項目)

(案4) 担当課別に選定し、その課で担当しているすべての取組内容項目について意見交換する。

(案5) 特に決まりを設けず、取組内容項目を選定する。

<意見交換方法案>

意見交換については、担当課毎とし、担当課から取組内容項目毎に回答説明を受けた後一括意見交換します。

① 取組内容及び委員会意見に対する担当課としての回答、意見と今後取り組み説明。

(取組内容項目各5分程度)

② 一括質疑応答(30分)